

2021 年（令和 3 年） 5 月 27 日

第 1 号訪問事業所	管理者	各位
第 1 号通所事業所	管理者	各位
居宅介護支援事業所	管理者	各位
地域包括支援センター	管理者	各位

逗子市福祉部高齢介護課長

介護予防（訪問・通所）サービスコード表の算定単位について

日頃より、本市高齢者福祉行政についてご協力を賜りましてありがとうございます。

令和 3 年 4 月の介護報酬の改定に伴い、介護予防（訪問・通所の基本報酬の部分）のサービスコード表について、国から例示された算定単位（「1 回につき」）の回数上限が、週 1 回程度は 1 ヶ月 3 回から 4 回に改定（同様に週 2 回程度は 1 ヶ月 7 回から 8 回、週 2 回を超える程度は 1 ヶ月 11 回から 12 回に改定）されたことに基づき、次のとおり本市も報酬の区分について見直しを行いました。

従来、月途中開始や変更事由がある場合は、「1 日につき」の単位を用いていましたが、今後は、月途中開始や変更事由がある場合であっても、一定の回数を超えない場合は、「1 回につき」の単位のみを用いることといたしますので、何卒、よろしくお取り計らいください。なお、算定単位の具体例については、別紙をご参照ください。

また、既に確定させた過去データの修正は不要ですが、開始時期は今回のサービスコード表改定（令和 3 年 4 月）としますので、速やかな対応をお願いいたします。

事務担当 高齢介護課介護保険係
電話 046-873-1111 内線 246

サービスコード表 介護予防総合事業【訪問・通所】の補足資料
算定単位「1 回につき」・「1 月につき」・「1 日につき」の具体例

例 1 (週 1 回サービス利用)

・月 4 回以下の利用と月 5 回以上の利用で「1 日につき」単位の取扱いが異なります。

(ア)月 4 回以下の利用→「1 回につき」の単位

月内で他サービスの利用(例:ショートステイ)や月途中からの開始などの事情があっても、「1 日につき」の単位は使いません。

(イ)月 5 回以上の利用→「1 月につき」の単位

(ウ)月 5 回以上の利用かつ月内で、他サービスの利用(例:ショートステイ)や月途中からの開始→「1 日につき」の単位

例 2 (週 2 回サービス利用)

・月 8 回以下の利用と月 9 回以上の利用で「1 日につき」単位の取扱いが異なります。

(ア)月 8 回以下の利用→「1 回につき」の単位

月内で他サービスの利用や月途中からの開始などの事情があっても、「1 日につき」の単位は使いません。

(イ)月 9 回以上の利用→「1 月につき」の単位

(ウ)月 9 回以上の利用かつ月内で、他サービスの利用や月途中からの開始→「1 日につき」の単位

一定回数以上の利用かつ「1 日につき」の単位を用いる場合、十分に利用者へ説明する等適切な対応を引き続きお願いします。

「1 日につき」の開始例・終了例は、国資料【介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)の一部訂正 令和 3 年 4 月 27 日事務連絡 I-資料 9】を参照願います。

担当 逗子市高齢介護課介護保険係

電話 046-873-1111 内線 246